

住宅用太陽光発電設備等の導入補助について

大豊町では、再生可能エネルギーの導入を促進するため、住宅への太陽光発電設備・蓄電池設備を設置される方に対して、予算の範囲内で補助事業を実施しています。

補助対象者

- ★実績報告の日までに、町の住民基本台帳に記録されているもの
- ★大豊町の対象設備を設置する個人

対象設備

太陽光発電設備・蓄電池設備等(V2H設備を含む)

補助額

太陽光発電設備 上限20万円
蓄電池設備等 上限40万円

補助事業申込期限

令和8年12月28日(月)

事業実施完了期限

令和9年1月末日(土日祝を除く)

問い合わせ先 住民生活課 環境水道班

浄化槽設置整備事業補助について

公共用水域の水質汚濁を改善するため、生活雑排水(台所、風呂、洗濯などの排水)と、し尿を合わせて処理する合併浄化槽の設置に対して、補助金を交付しています。

補助対象者および案件

- 申請者が居住するための住宅に合併浄化槽を設置する方、または単独浄化槽および汲み取り槽から合併浄化槽への変更を行う方
- 町税および県税を完納していること
- 建売住宅等営業用建築物の場合、売買契約等により購入者が確認できていること
- 住宅などを借りている場合、賃貸人からの承諾を得ること

浄化槽の維持管理

浄化槽法で義務付けられている定期的な保守点検、清掃、法定検査を実施し、維持管理をしてください。

補助金限度額(1基当たり)

処理対象人員(人槽)	補助限度額
5人槽	332,000円
7人槽	414,000円

※国や県の補助事業のため、年度ごとの補助件数に限りがあります。
設置を検討されている方は、お早めにお問い合わせください。

問い合わせ先 住民生活課 環境水道班

第4回大豊町長杯グラウンドゴルフ大会のご案内

第4回大豊町長杯グラウンドゴルフ大会を開催します。
グラウンドゴルフは年齢を問わず楽しめるスポーツです。道具もお貸しします。
初めての方にも指導しますので、お気軽にご参加ください。

- ▶日 時 6月14日(日) 午前8時30分～正午
雨天の場合は、6月20日(土)
- ▶場 所 大杉農村広場
- ▶対 象 者 ①小学4年生以上の大豊町民
②町内で勤務する方
- ▶参加申込 6月5日(金)までに教育委員会へ
お電話でお申し込みください。

問い合わせ 申し込み先

教育委員会 人づくり班 Tel 72-1031



【少年育成センター】

所長(兼)……………北村 邦彦
副所長(兼)……………宮岡 秀学
事務職員(兼)……………三浦 遼太

中央公民館

館長(兼)……………宮岡 秀学
主事……………長谷川 拓史
主事……………三浦 遼太
主事……………藤原 萌

選挙管理委員会

書記(併)……………平石 稔
書記(併)……………前田 恵美
書記(併)……………吉田 雄造
書記(併)……………久保 竜太
書記(併)……………小松 久美
書記(併)……………秋山英太郎
書記(併)……………田岡 隼一
書記(併)……………兵頭このか
書記(併)……………三谷 桃加
書記(併)……………宇賀 桃子
書記(併)……………中西 大祐
事務局長(併)……………石川 裕之
書記(併)……………小森 紳

監査委員事務局

事務局長(併)……………原 精一
書記(併)……………笹岡 幸子

固定資産評価審査委員会

書記(兼)……………都築 朋枝

議会議務局

事務局長……………原 精一
書記……………笹岡 幸子

退職者(3月31日付)

○鎌倉 真紀
○山崎 明
○濱田 梓佐

離任者(3月31日付)

○畠中 美保(県 研修指導員)



畠中 美保 鎌倉 真紀

狂犬病予防注射は必ず受けましょう

生後91日以上飼育する犬は、狂犬病予防法に基づき、生涯1回の登録と、年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

大豊町内では次の日程で巡回注射を実施します。巡回注射、または病院での個別注射で必ず飼育する犬に予防注射を受けさせてください。

▶巡回注射日程

5月12日(火) 西峰・東豊永・東部・西豊永方面
5月13日(水) 天坪・大杉・立川方面
5月14日(木) 大田口・穴内・大杉方面
6月 7日(日) 全地区

▶注射料 3,500円(注射済票代金を含む)

※登録している犬の飼い主には、5月上旬までに
問診票を郵送いたしますので、記入のうえ実施
場所に持参してください。

また、次の事項に該当する場合は手続きが必要です。

- ◎飼育主の変更 → 犬の登録事項変更届
- ◎犬の居住地の変更 → 犬の登録事項変更届
- ◎飼育主の死亡 → 犬の死亡届
- ◎犬の飼育開始 → 犬の登録申請書

▶登録料 3,000円(生後91日以上飼育)

※新しく登録する犬については、予防注射実施場
所で登録することも可能ですが、事前に登録をし
ていただくことで巡回注射をスムーズに行うこと
ができますので、ご協力よろしくお願いします。

狂犬病予防注射を怠った場合、20万円以下の罰金刑が科される場合があるほか、未注射犬が咬傷事故などをおこした場合は飼い主の責任が問われます。

また、狂犬病という伝染病は、犬以外にもほとんどの哺乳動物に感染する病気です。世界では、犬を中心に多く発生し、人間にも感染して死亡した事例もあります。

災害などで動物避難所への受け入れについても狂犬病の予防接種を受けていることが前提となります。

問い合わせ先 地域福祉課 健康づくり班